

<< 重要 >>

申請取次申出に係る運用変更!!  
(令和4年4月1日適用)

1. 更新者のガイダンス受講義務化（周知）

**【重要】** 更新申出時には、当会「ガイダンス受講修了証」の写しを提出して頂きます。  
修了証がない場合は、更新手続きができませんので、ご注意下さいようお願い申し上げます。

令和3年4月12日改正施行の神奈川県行政書士会「申請取次行政書士管理委員会規則」に基づき、届出済証明書の「更新」を希望する会員に対しても、申請取次行政書士管理委員会主催のガイダンス受講が義務付けられ、令和4年4月1日から適用致します（同規則附則）。

更新者用ガイダンスは、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式により、令和4年1月より配信・受講できます。以下の留意点をご一読頂き、更新の申出（所持する届出済証明書の有効期限の2か月前必着）までに「ガイダンス受講修了証」が添付できるように、受講なさして下さい。【別添参照】

《 留意点 》

- 日本行政書士会連合会の「申請取次実務研修会」に加えて「更新ガイダンス」を受講頂きます。
- 各会員が個々の端末（PC・タブレット・スマートフォン）から神奈川県行政書士会サイトにアクセスし、受講する形式です。

神奈川県行政書士会VODサイト (<https://kana-vod.com/>)

VODサイト登録の流れ (<https://kana-vod.com/announce/26>)

- ご自宅や事務所にて聴講可能です。また、受講申し込みは不要です。
- 受講前にVODサイトから「課題シート」をダウンロードし、できれば事前に検討頂いてから、VOD講座を受講して下さい。
- 受講後はVODサイト上の「課題シート・送信用フォーム」に必要事項を入力し、検討内容を送信して頂きます。委員会で同シートを審査し、かつ、ガイダンスを最後まで受講したことを確認できた方に対して「ガイダンス受講修了証」を交付致します。

※受講確認は管理者側より行いますので、動画の受講以外に受講者側で特段処理を行う必要はございません。

※修了証はVODサイト登録のメールアドレスに届きますので、迷惑メールなどの設定をされている場合は解除をお願い致します。

※課題シート提出後、修了証発行までは1か月程度かかりますので、余裕をもってお手続き下さい。

2. 申請取次申出「受付期間」の変更

令和4年4月1日から「更新申出書」の 受付期間を次のとおり変更 して運用することとなりますので、周知方よろしくようお願い申し上げます。

**【現】** 届出済証明書の有効期間満了の 4か月前 から 2か月前まで（必着）

**【新】** 届出済証明書の有効期間満了の 3か月前 から 2か月前まで（必着）

### 3. 「申請取次実績報告書」の提出は義務です！

※ 1月 は「申請取次実績報告書」の提出時期です。

前年の実績を、毎年1月1日から 1月31日まで（必着）にご提出下さい。

「申請取次実績報告書」の提出がない場合は、規則第4条の2により義務不履行として、届出済証明書が交付拒否となる場合もありますので、ご注意下さい。

### 4. 「申請取次申出書」提出時の留意点（再掲）

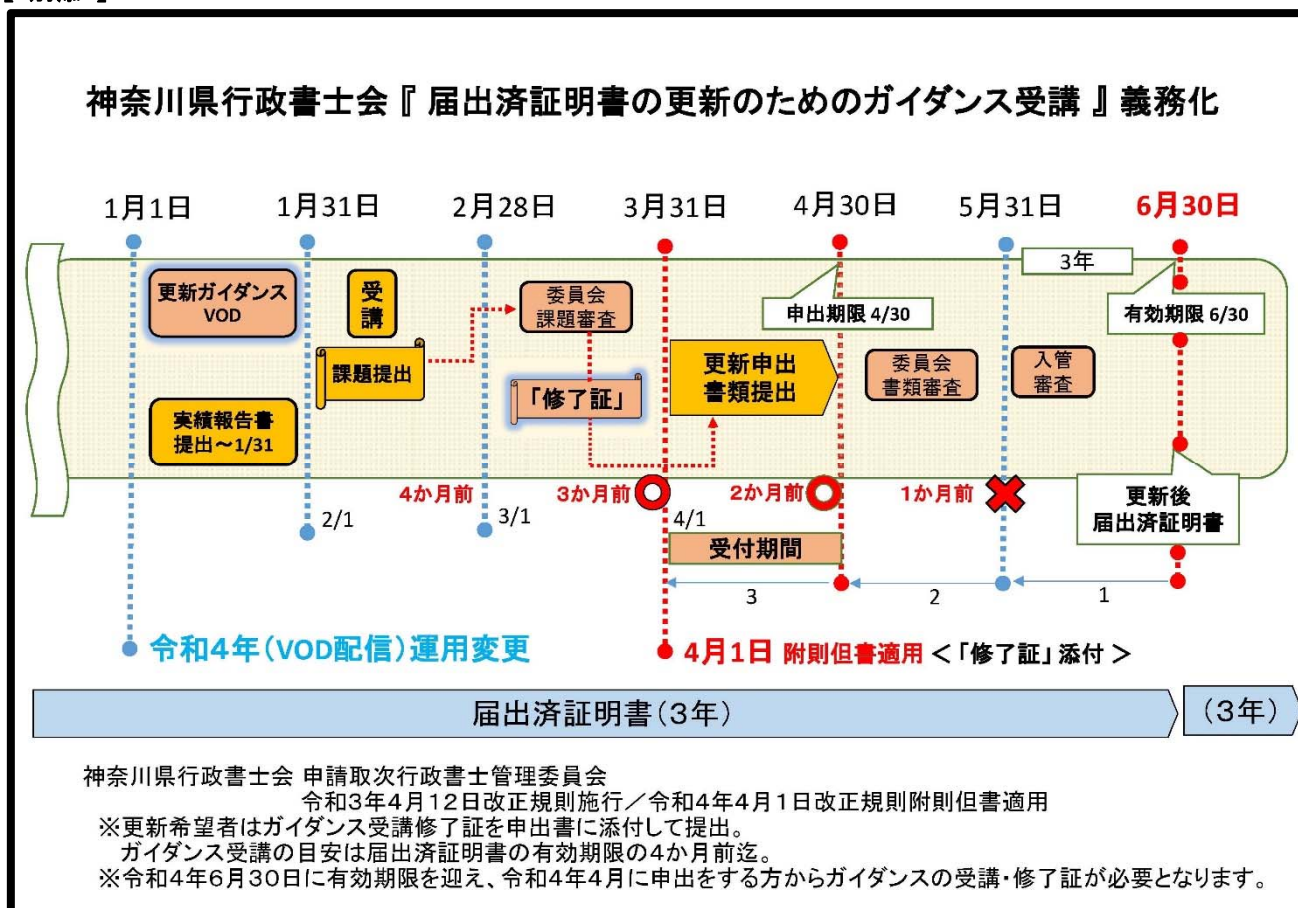
令和3年4月1日より改正後の申請取次事務処理が運用されておりますところ、申出時の添付書類不備が散見されますので、下記各点にご留意下さいますようお願い致します。

記

- (1) 「申請取次申出書」等の様式が変更されておりますので、申出の際は「**新様式による書類**」をご提出下さい。
- (2) 「**経歴書**」は、更新申出の際にも添付書類とする改正がなされておりますので、更新届出者におかれましても「**経歴書**」を忘れずに添付して下さい。また、経歴書各項目の記載漏れがないようにご留意下さい。
- (3) 「**法人の社員又は法人の使用人行政書士**」の新規申出の際は、当該法人の「**登記事項証明書**」（法人登記簿謄本）を忘れずに添付して下さい。
- (4) 「**使用人行政書士**」の申出にあつては、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、新規・更新いずれの申出の際も「**代表者の届出済証明書（写し）**」を忘れずに添付して下さい。
- (5) 「**外国籍の方**」は「**在留カード**」・「**特別永住者証明書**」の写し（表裏の両面）を忘れずに添付して下さい。
- (6) 「**理由書**」の提出によって届出済証明書（更新）の交付を受けた方は、令和3年度内に実施される申請取次実務研修の「**受講修了証（写し）**」を速やかにご提出下さい。  
なお、「**理由書**」提出による**更新措置は、令和3年度をもって終了することとなりました。**
- (7) 届出済証明書（更新）の交付を受けた方は、速やかに更新前の「**旧届出済証明書**」をご返還下さい。
- (8) 「**写真**」が不鮮明であると入管局から注意されるケースが増えています。この場合「**写真**」の再提出をお願いさせていただきますが、その分、交付まで時間が掛かりますので、ご注意下さい。  
「**写真**」は【**無帽・無背景・規格（2cm×2cm）内に顔が納まるよう撮影した鮮明なもの**】をご提出下さい。

※ 以上、本会HPのお知らせ-2021.06.14【重要】申請取次申出に係る取扱い変更（周知）／手続き案内→18 申請取次行政書士関係手続→1 様式， 2 ⑧申請取次実績報告書， 等も再度ご確認のうえ、遺漏のないようご対応下さいますようお願い致します。

【別添】



- ◆ 届出済証の有効期限が**令和4年4月末**の方  
申出前に更新者用ガイダンスを受講していただく必要はございません。  
令和4年2月1日から**令和4年2月28日(必着)**までに**従来通りの方法**で申し出をしてください。  
次の更新の申し出の際より、更新者用ガイダンスを受講していただきます。
- ◆ 届出済証の有効期限が**令和4年5月末**の方  
申出前に更新者用ガイダンスを受講していただく必要はございません。  
令和4年3月1日から**令和4年3月31日(必着)**までに**従来通りの方法**で申し出をしてください。  
次の更新の申し出の際より、更新者用ガイダンスを受講していただきます。
- ◆ 届出済証の有効期限が**令和4年6月末**の方  
以下の要領で、**更新者用ガイダンスを受講し**、申出をしてください。  
①**令和4年2月28日までに、更新者用ガイダンスを受講し、課題シートを提出**してください。  
②当委員会にて3月中旬頃までに「課題シートに対する回答」を審査し、  
・基準に達している方には「ガイダンス受講修了証」を発行します。  
・基準に達していない方は、再受講していただきます。  
③**令和4年4月1日～令和4年4月30日(必着)までに、「ガイダンス受講修了証」を含む必要書類(「連合会の修了証」ほか一式)を揃えて届出済証明書更新の申し出**をしてください。  
※上記1か月間しか受付できませんのでご注意ください。  
④当委員会にて5月中旬頃までに「更新申出書(必要書類を含む)」を審査のうえ、不備がなければ東京出入国在留管理局横浜支局に送達し、同支局での審査に付します。  
⑤同支局での審査の結果問題が無ければ、「更新後の届出済証明書」が発行され当委員会を經由して「更新前の届出済証明書」の有効期限までに交付される予定です。  
⑥「更新後の届出済証明書」を交付された方は、すみやかに「更新前の届出済証明書」を当委員会へ返還ください。
- ◆ 届出済証明書の有効期限が**令和4年7月末以降**の方  
上記スケジュールを参考に、**遅くとも4か月前までに更新者用ガイダンスの受講を終えて**おかれ、更新申出のご準備をなさるようお願いいたします。

## 神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（抄）

（交付に関する届出者等の義務）

第4条の2 届出者等は、委員会が届出済証明書を交付するにあたり、次の義務を履行していなければならない。

二 **更新**の届出を申し出た者にあつては、委員会が主催する**ガイダンス**を申出時に所持する届出済証明書の有効期間内に**受講すること**。

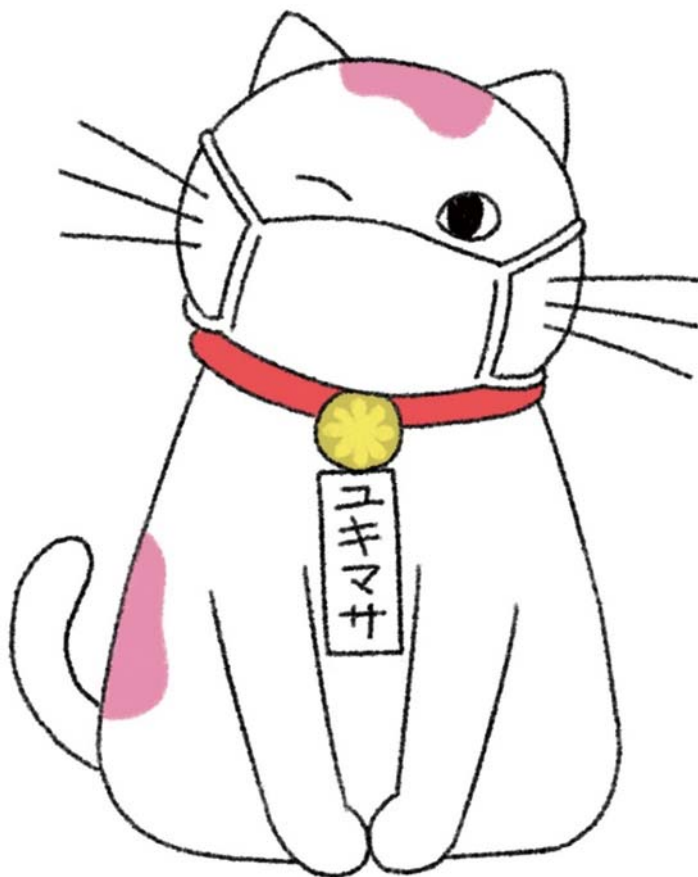
三 毎年1月から12月までの**申請取次実績報告書**を翌年1月31日までに委員会に**提出すること**。

2 委員会は、届出者等が前項各号の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、届出済証明書の交付を拒否することができる。

（附 則）

この規則は、令和3年4月12日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の2第1項第二号の規定は、施行の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会で定める日から適用する。

以上、令和3年度 神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん